

2018年6月16日

ディケンズ・フェロウシップ日本支部 発表レジュメ

大塚 正民

「荒涼館」補論：「ジャーナダイス対ジャーナダイス」事件の「アメリカ版」

1. *Stern v. Marshall* 事件判決（アメリカ合衆国〔連邦〕最高裁判所の2011年6月23日判決）における首席裁判官ロバーツの法廷意見は、「荒涼館」からの引用で始まっている。佐々木徹訳岩波文庫「荒涼館」①24~25頁の次のような箇所を適宜省略した上での引用である。「案山子の服に負けなくらい擦り切れたこの訴訟は、時の経過とともにあまりにも複雑になり、今では何がどうなっているのか誰にもわからない。一番わかっているのは訴訟の当事者たちだ。大法官裁判所の弁護士ですら、誰か二人が議論を始めると、五分もしないうちにすべての訴状事実についてまったく対立する意見を持つのは必定。数えきれない子供が生まれ、数えきれない若者が結婚してこの訴訟に参入し、数えきれない老人が死んでこの訴訟から脱落した。何十人もの人がいつの間にかジャーナダイス対ジャーナダイスに巻き込まれ、気も狂わんばかりになった。父祖伝来の憎悪を訴訟と共に受け継いだ家族もたくさんある。子供の頃、ジャーナダイス対ジャーナダイスが決着したら新しい木馬を買ってあげると約束された原告や被告は、成長して本物の馬に乗り、やがてあの世へと駆け去った。うら若き法廷被後見人〔大法官裁判所が後見人を指名する未成年者〕は色あせ、母となり、祖母となった。裁きに当たった大法官を並べれば長い列になる。無数の訴訟覚書が死亡者名簿へと転じた。チャンスリー・レインの喫茶店でトム・ジャーナダイス老が絶望のあまりピストルで頭をぶち抜いた後、ジャーナダイスと名のつく者はおそらくこの世に三人とない。しかし、ジャーナダイス対ジャーナダイスの審理はただらと続くー」

このような箇所を適宜省略した上での引用をしたロバーツ裁判官は、「実は、これらの引用は、本件マーシャル事件について書かれたものからの引用ではない。チャールズ・ディケンズの荒涼館からの引用である。しかし、もしディケンズが本件マーシャル事件について書いたとしたら、こういう表現になっていたであろう。」と述べている。以下に、その該当部分の原文を掲げる。

Chief Justice Roberts delivered the opinion of the Court. This “suit has, in course of time, become so complicated, that . . . no two . . . lawyers can talk about it for five minutes, without coming to a total disagreement as to all the premises. Innumerable children have been born into the cause; innumerable young people have married into it,” and sadly, the original parties “have died out of it.” A “long procession of [judges] has come in and gone out” during that time, and still the suit “drags its weary length before the Court.” Those words were not written about this case, see C. Dickens, *Bleak House*, 1 Works of Charles Dickens 4-5 (1891), but they could have been.

## 2. Stern v. Marshall 事件の主な登場人物

\* J. Howard Marshall 二世 (1905 年 1 月 24 日～1995 年 8 月 4 日) 1931 年イエール・ロー・スクールを最優等の成績で卒業し、卒業後イエール・ロー・スクールで教壇に立ち、彼が授業を担当した科目には遺言および信託 (wills and trusts) を扱う科目が含まれていた。その後、イエールからローズベルト政権下の合衆国政府に移って内務省で石油行政に携わった。その後、石油産業に転身し、石油事業において莫大な財を成し、テキサス州の超富豪層の一人といわれた。1991 年に二人目の妻 (Betty、最初の妻 Eleanor とは離婚) と愛人 (Lady Walker というストリップ・ショー・ダンサー) に殆ど同時に先立たれ、意気消沈していたころ (“He appeared to his family and friends to have lost his zest for life.”)、その 10 月にヒューストン市内のクラブで、Anna Nichole Smith と名乗っていた Vickie のストリップ・ショー・ダンスを見た。

\* Vickie Lynn Marshall (1967 年 11 月 28 日～2007 年 2 月 8 日) 17 歳で結婚し 19 歳で離婚し、この間に誕生した男子を一人で養育しながらヒューストン市内のクラブでウェイトレス兼ダンサーとして働いていた。Howard は、Vickie のダンスを見た日から、彼女を口説き始めた。このとき、Howard は 86 歳、Vickie は 24 歳であった。Howard は Vickie に求婚を続けた結果、1994 年春になって Vickie は求婚に応じ、1994 年 6 月 27 日、二人は結婚した。Howard は 1995 年冬に体調を崩し、1995 年 8 月 4 日、彼と最初の妻との間に生まれた二人の男子と彼の三度目の妻である Vickie を残して死亡した。Howard の生前信託にも彼の遺言にも、Vickie について何ら触れることがなかったので、Vickie は Howard の遺産から何も受け取ることができなかった。

\* E. Pierce Marshall (1939 年 1 月 12 日～2006 年 6 月 20 日) Howard と彼の最初の妻 (Eleanor) との間に生まれた二人の男子の次男。長男の名前は J. Howard Marshall 三世。

\* Elaine T. Marshall (1942 年 7 月 2.2 日生まれ。Pierce の未亡人で遺言執行人) Vickie と Pierce との間の訴訟事件である Marshall v. Marshall 事件が合衆国 (連邦) 最高裁判所で破棄差し戻しになった直後 (2006 年 6 月 20 日) に Pierce が死亡したため、Pierce の遺言執行人である同女が訴訟を承継した。

\* Howard K. Stern (1968 年 11 月 29 日生まれ。Vickie の訴訟代理人で遺言執行人) Vickie と Pierce との間の訴訟事件である Marshall v. Marshall 事件が合衆国 (連邦) 最高裁判所で破棄差し戻しになり、第 9 巡回区合衆国 (連邦) 上訴裁判所に継続中であった 2007 年 2 月 8 日に Vickie が死亡したため、Vickie の遺言執行人である Stern が訴訟を承継した。これによって訴訟事件の表示名は Marshall v. Marshall から Stern v. Marshall に変わった。

## 3. Stern v. Marshall 事件の概要

Stern v. Marshall 事件判決における首席裁判官ロバーツの法廷意見は、「荒涼館」から

の引用で始まり、続いて「本件マーシャル事件」の特徴を述べて行く。以下に、その該当部分の原文を掲げる。

This is the second time we have had occasion to weigh in on this long-running dispute between Vickie Lynn Marshall and E. Pierce Marshall over the fortune of J. Howard Marshall II, a man believed to have been one of the richest people in Texas. The Marshalls' litigation has worked its way through state and federal courts in Louisiana, Texas, and California, and two of those courts – a Texas state probate court and the Bankruptcy Court for the Central District of California – have reached contrary decisions on its merits. The Court of Appeals below held that the Texas state decision controlled, after concluding that the Bankruptcy Court lacked the authority to enter final judgment on a counterclaim that Vickie brought against Pierce in her bankruptcy proceeding. To determine whether the Court of Appeals was correct in that regard, we must resolve two issues: (1) whether the Bankruptcy Court had the statutory authority under 28 U.S.C. § 157(b) to issue a final judgment on Vickie's counterclaim; and (2) if so, whether conferring that authority on the Bankruptcy Court is constitutional. Although the history of this litigation is complicated, its resolution ultimately turns on very basic principles. Article III, § 1, of the Constitution commands that “[t]he judicial Power of the United States, shall be vested in one supreme Court, and in such inferior Courts as the Congress may from time to time ordain and establish.” That Article further provides that the judges of those courts shall hold their offices during good behavior, without diminution of salary. *Ibid.* Those requirements of Article III were not honored here. The Bankruptcy Court in this case exercised the judicial power of the United States by entering final judgment on a common law tort claim, even though the judges of such courts enjoy neither tenure during good behavior nor salary protection. We conclude that, although the Bankruptcy Court had the statutory authority to enter judgment on Vickie's counterclaim, it lacked the constitutional authority to do so.

#### 4. Stern v. Marshall 事件の主な出来事の時系列

- |            |  |
|------------|--|
| 1991年10月   | Howard が Vickie のダンスを見る。   |
| 1994年6月27日 | Howard と Vickie が結婚。   |
| 1995年5月    | Vickie が Pierce を訴える。 Texas state probate court (テキサス州検認裁判所) — 理由：Pierce は、Vickie が Howard から扶養を受ける権利を不法行為により侵害した。よって損害賠償および懲罰的賠償を求める。(Howard の死後、この理由を拡大して、Pierce は、Howard が生存中と死亡時に Vickie に贈与をするという口頭の約束を Vickie が信頼していた期待権を不法行 |

- 為により侵害した、という理由を追加した。)
- 1995年8月4日 Howard 死亡。彼の生前信託にも遺言にも Vickie については一言も触れていなかった。したがって Vickie は Howard の遺産から一銭も受け取れなかった。
- 1996年1月25日 Vickie が破産の申立。Bankruptcy Court for the Central District of California (本件破産裁判所)
- 1996年6月11日 Pierce が Vickie に対する破産債権の届出。一 理由:Vickie は、弁護士を介して報道機関に虚偽の発表をして Pierce の名誉を毀損した。よって損害賠償を求める。この賠償請求権は非免責債務となる。(本件破産裁判所)
- 1996年6月14日 Vickie が Pierce に対する反訴請求。一理由:Pierce は、Howard が生存中と死亡時に Vickie に贈与するという口頭の約束および Howard の遺産を相続できることを Vickie が信頼していた期待権を不法行為により侵害した。よって損害賠償および懲罰的賠償を求める。(本件破産裁判所)
- 1999年3月8日 Vickie の再建計画の承認。(本件破産裁判所)
- 1999年11月5日 本件破産裁判所において Pierce が敗訴。
- 2000年12月29日 本件破産裁判所において Vickie が最終的勝訴。一 損害賠償額約4億ドル+懲罰的賠償額2,500万ドル。
- 2001年1月5日 Vickie がテキサス州検認裁判所での Pierce に対する訴えを取り下げる。
- 2001年8月15日 テキサス州検認裁判所は、Vickie について一言も触れていない Howard の生前信託と遺言がすべて有効である旨の確認判決をした。
- 2002年3月7日 本件破産裁判所の Vickie 勝訴の裁判を控訴審であるカリフォルニア州中部地区合衆国〔連邦〕地方裁判所は一部修正したが、結局は、Vickie の勝訴。一 修正された損害賠償額および懲罰的賠償額は、それぞれ同額の約4,400万ドル。
- 2004年12月30日 第9巡回区合衆国〔連邦〕上訴裁判所は、この地方裁判所の裁判を取消した。→理由: the probate exception の適用あり。よって、本件破産裁判所は本件裁判不可。テキサス州検認裁判所の上記確認判決が唯一の裁判。In re Marshall, 392 F 3d 1118 (2004).
- 2006年5月1日 合衆国〔連邦〕最高裁判所は、この第9巡回区合衆国〔連邦〕上訴裁判所の裁判を破棄し差し戻した。→理由: the probate exception の適用なし。よって、本件破産裁判所は本件裁判可の

可能性あり。Marshall v. Marshall, 547 U.S. 293 (2006).

法廷意見：Ginsburg (Roberts, Scalia, Kennedy, Souter, Thomas, Breyer, Alito, Stevens 賛成。) →理由：the probate exception の適用無し。よって、本件破産裁判所は本件裁判可の可能性あり。

反対意見：無し。→何故、憲法第3編の議論〔違憲論〕がなかったのか？

2006年6月20日 Pierce の死亡により、その遺言執行人である Elaine T. Marshall が訴訟を承継。

2007年2月21日 Vickie の死亡により、その遺言執行人である Howard K. Stern が訴訟を承継。

2010年3月10日 第9巡回区合衆国〔連邦〕上訴裁判所は、Pierce 側勝訴の判決。→理由：本件は § 157(b)(2)(C)に規定している core proceedings (核心手続) 該当せず、よって、本件破産裁判所は本件裁判不可。テキサス州検認裁判所の上記確認判決が唯一の裁判。(600 F 3d 1037)

2011年6月23日 合衆国〔連邦〕最高裁判所は、この第9巡回区合衆国〔連邦〕上訴裁判所の裁判を、〔結果的に〕、維持。Stern v. Marshall, 564 U.S. 462 (2011).

法廷意見 Roberts : 5名 (Roberts, Scalia, Kennedy, Thomas, Alito)

We conclude that, although the Bankruptcy Court had the statutory authority to enter judgment on Vickie's counterclaim, it lacked the constitutional authority to do so.

反対意見 Breyer : 4名 (Breyer, Ginsburg, Sotomayor, Kagan)

I agree with the Court that the bankruptcy statute, § 157(b)(2)(C), authorizes a Bankruptcy court to adjudicate the counterclaim. But I do not agree with the majority about the statute's constitutionality. I believe the statute is consistent with the Constitution's delegation of the "judicial Power of the United States" to the Judicial Branch of the Government.

## 5. エクイティ (equity) とコモン・ロー (common law)

田中英夫編集代表東京大学出版会「英米法辞典」(1991年5月) 302頁 — エクイティは英米法の歴史的淵源のうちコモン・ロー (common law) と並ぶ重要なもの。中世において、国王の裁判所が運用したコモン・ローでは救済が与えられないタイプの事件であっても、正義と衡平の見地からは当然自分に救済が与えられて然るべきであると考えた者は、正義の源泉である国王にその旨の請願を提出した。これらの請願は、国王のもとで統治作用の全

体に関与していた *curia regis* (クーリア・レーギス=国王の宮廷) の重要メンバーであった *Lord Chancellor* (大法官) に送付されるのが通例となり、さらに後には直接大法官に提出されるようになった。このような請願を受けた大法官は、事件ごとに裁量で救済を与えていたが、そのような例が増加すると、人びとの間に、ある事実関係があれば大法官ないしそのもとにある *Chancery* (大法官府) に行けば救済が得られるという期待が生じる。こうしてエクイティは、コモン・ローと並ぶ一つの独立の法体系とみられるようになった。そして18世紀には、エクイティもコモン・ローも同じように先例を尊重して裁判するものであり、その技術性においてもコモン・ローと変りのないものになっていたとされる。エクイティの分野として発達したものとしては、*trust* (信託)、 *specific performance* (特定履行)、 *injunction* (差止命令) などがある。イギリスでは、長い間コモン・ローとエクイティとは別々の裁判所で運用されてきた。アメリカでも一部の州はそのような制度を採っていた。また、(裁判所が同じときでも) 手続法が異なっていた。しかし、イギリスでは1875年に、アメリカではニューヨーク州の1848年をはじめとして、「コモン・ローとエクイティの融合 (*merger of law and equity*)」が行われた結果、現在ではほとんどの法域で裁判所は1つに統合され、さらに多くの法域では手続も一本化されている。しかし、英米法が長年にわたってこのような2つの流れで発展してきたことは、現行法にもその濃い影を落としている。テクニカル・タームがコモン・ローとエクイティとで違ったため、日本語では一つの言葉でよいものに、それぞれ別の言葉が用いられていることもあり、さらに *legal interest* (コモン・ロー上の財産権)、 *equitable interest* (エクイティ上の財産権)、 *legal remedy* (コモン上の救済手段)、 *equitable remedy* (エクイティ上の救済手段) などの表現を用いて法の準則が説明されることも少なくない

## 6. 荒涼館の「ジャーナダイス対ジャーナダイス」事件の問題：二つの裁判所制度

山本史郎、名作英文学を読み直す、講談社選書メチェ (2011年) 247頁以下：変貌するテキスト「荒涼館」にはなぜ様々な花がさくのだろう？253頁—「荒涼館」(1852~53)を執筆した時も、ディケンズは〔オリヴァー・トウイストを執筆した時と〕同じように、ある社会問題に悲憤慷慨していた。何が問題だったかと言うと「ハムレット」の「生きるか死ぬか、それが問題だ」の科白に出てくる有名なフレーズを用いるなら、*law's delay*—「法の遅延」である。

## 7. イギリスの大法官裁判所

\*佐々木徹訳岩波文庫「荒涼館」①227頁—「そして、費用だの謝礼だの、くさりきった無意味な手つづきのなか、宴会でとことんよっぱらった魔女ですら夢見たことのないようなばかばかしいダンスをくりかえす。衡平法の大法官裁判所は普通法の大法官裁判所に質問をおくる。普通法は衡平法に質問をおくりかえす。普通法はこれができぬといい、衡平法はあれができぬという。」

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」136頁 — 「中世以来の Court of Chancery (大法官裁判所) は、Supreme Court of Judicature Act 1873 & 1875 (最高法院法) により Supreme Court of Judicature (最高法院) に吸収され、High Court (高等法院) の Chancery Division となった。」

#### 8. Stern v. Marshall 事件の問題：二つ（以上）の裁判所制度

\* 木南敦「合衆国の司法権と破産裁判所」—Stern v. Marshall を中心として」現代民事法の実務と理論（下巻）（金融財政事情研究会 2013年6月）28~29頁 — 「Stern で争われた破産裁判所あるいは破産裁判所の管轄権に関する憲法上の争点は、破産裁判官が憲法第3条〔編〕に定める地位と報酬に関する保証を受けないことから生じた。もし、破産裁判所において、破産裁判官が憲法第3条〔編〕にいう合衆国の裁判官であれば、破産条項に基づいて扱う事項に関する手続において、コモン・ロー上、エクイティ上または海事法上の訴えについて審理し決定しても、憲法第3条〔編〕に反することはない。けれども、これは、合衆国議会が、1978年破産改革法制定時に下院がいったん可決した法律案には取り入れられていたにもかかわらず、採用しなかった方策である。1984年破産法でもこの方策は採用されなかった。破産裁判官を憲法第3条〔編〕の地位と報酬の保障のある裁判官とする方策は今後も採用されそうにない。現行の制度を前提として、この方策を採用すれば、667という地区裁判官の職の半数より多い350あまりの破産裁判官の職に、憲法第3条〔編〕の裁判官を任命することが必要になる。このような方策には、現職の合衆国裁判所の裁判官が反対するうえ、こうして創設される裁判官職は大統領が指名し上院の助言と同意を得て任命するという、大統領と合衆国議会上院にとって大きな課題がある。この方策が採用されるまで、Stern や Northern Pipeline のような判決が出現して、手続を遅延させ、債権者に分配される財産の減少を招くことになるだろう。

#### 9. アメリカの裁判所

\* 破産裁判所：同上の東京大学出版会「英米法辞典」（1991年5月）88頁 — アメリカでは、bankruptcy judge（破産裁判官）によって構成される、連邦裁判所としての bankruptcy court（破産裁判所）がある。これを新設した Bankruptcy Reform Act of 1978（改正破産法）は、破産裁判所に破産事件に関連する広い管轄権を与えたために、身分保障などの点で連邦憲法第3編に定める「裁判官」の概念にあたらぬ bankruptcy judge に、そのような権限を与えることは違憲であるとされた（報告者注：霜島甲一「アメリカ連邦破産法違憲判決」志林96巻3・4号1頁）。そのため Bankruptcy Amendments and Federal Judgeship Act of 1984（改正破産・連邦裁判官法）が制定され、管轄権に限定が加えられるとともに、district court（連邦地方裁判所）に包摂される性格のものに改められた。

\* 憲法上の裁判所：同上の東京大学出版会「英米法辞典」（1991年5月）187頁 — アメリカの裁判所には、constitutional court（アメリカ連邦憲法第3編の規定に基づく裁

判所) と legislative court (法律によって創設された裁判所) とがある。破産裁判所 (bankruptcy court) は後者に属する。

\*連邦裁判所：同上の東京大学出版会「英米法辞典」(1991年5月) 336頁 — 連邦裁判所の裁判管轄権は、州裁判所との関係で、専属管轄権 (exclusive jurisdiction) と競合管轄権 (concurrent jurisdiction) の違いがある。ただし、連邦問題事件 (federal question case) および州籍相違事件 (diversity of citizenship case) については、連邦地方裁判所の管轄権は original but concurrent である。

\*州裁判所：同上の東京大学出版会「英米法辞典」(1991年5月) 806頁 — 州によって裁判所の機構・名称は異なるが、日本でいえば最高裁判所と地方裁判所レベルもののみを持つのが支配的であったが、近年 intermediate appellate court (中間上訴裁判所) を設ける州が増え、三段階の裁判所をもつところのほうが多くなった。

\*木南敦 同上の 25~26 頁 — 「Stern における法廷意見 (は)・・・判決を得ることは、ある市民がその権利を主張して他の市民に対して力を行使するよう政府に対して求めることができる方法であり、財産を力づくで差し押さえることを承認することは重大な職務であり、それこそが司法権の本質であると考えられる・・・このような承認を合衆国の裁判所制度において得ようとするれば、それは合衆国憲法第3条〔編〕に基づく裁判官から得なければならないという・・・含意を有するのであれば、破産手続に持ち込まれるコモン・ローまたはエクイティ上の反対請求については、事実または法律の問題が債権者が届け出た請求の証拠につき判断する過程で解決されるか否かということが、破産裁判所が審理し決定することができる範囲を決める手がかりとなるように見えるが、この判決後において、破産裁判所から上訴裁判所までが、合衆国〔連邦〕最高裁判所が Stern 判決で示した見解に、それぞれの職務の遂行の過程でどのように対処するかを見なければならない。」

\*溜箭将之〔たまるや・まさゆき〕「英米民事訴訟法」(東京大学出版会 2016年4月) によれば、「B. アメリカ」については、(1) 連邦民事訴訟規則 と (2) 訴訟費用」の2点が重要であり、具体的には、以下の10点が論じられている。

- 「1.18. 連邦制と訴訟規則：・・・」
- 「1.19. 連邦民事訴訟規則：・・・」
- 「1.20. 規則改正手続：・・・」
- 「1.21. 私人による法の実現：・・・」
- 「1.22. 裁判官による訴訟管理：・・・」
- 「1.23. 国際的側面：・・・」
- 「1.24. アメリカン・ルール：・・・」
- 「1.25. 弁護士報酬の算定：・・・」
- 「1.26. 成功報酬制：・・・」
- 「1.27. 意義と批判：・・・」

## 10. 「イギリス」とは

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」881頁 — United Kingdom (of Great Britain and Northern Ireland) 連合王国 イングランド、ウェルズ、スコットランド、北アイルランドから成る。チャンネル諸島 (Channel Islands) およびマン島 (Isle of Man) は含まれない。→ United Kingdom → Great Britain → England and Wales → England

\* 日英租税条約→「所得及び譲渡収益に対する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」880頁 — Union with Scotland Act of 1706 (1707) →Great Britain

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」880頁 — Union with Ireland Act 1800 → Government of Ireland Act of 1920

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」137頁 — Channel Islands →British citizen

\* 同上の東京大学出版会「英米法辞典」473頁 — Isle of Man →British citizen

\* Wikipedia → List of islands of the British Isles (地理的な概念)

\* Wikipedia → British Islands (英国法上の概念)

\* 同上の溜箭将之「英米民事訴訟法」4頁 — 「1.6 連合王国と訴訟規則：本書でイギリスの民事訴訟について論ずるときは、イングランドおよびウェルズを念頭において叙述する。イングランドとウェルズは裁判所制度も統一されており、本書で中心的に扱う1998年民事訴訟規則もイングランドとウェルズを適用対象としている (Civil Procedure Act 1997, s 11(3))。これに対しスコットランドは、ローマ法の影響も強く、民事実体法や民事訴訟法も異なる体系をもち、また裁判所制度も独自のものである。北アイルランドも独自の裁判所制度と訴訟法を有する。こうした制度的背景から、本書でイギリスというときは、用語法として不正確ではあるが、叙述の便宜のため、原則としてイングランドおよびウェルズを指し、それ以外の地域を除外する。」

\* 同上の溜箭将之「英米民事訴訟法」によれば、「A. イギリス」については、(1) 民事訴訟規則 と (2) 訴訟費用負担ルールと資金調達」の2点が重要であり、具体的には、以下の11点が論じられている。

「1.6. 連合王国と訴訟規則：・・・」

「1.7. ウルフ改革：・・・」

「1.8. 最高法院と手続規則：・・・」

「1.9. 高等法院と専門裁判所：高等法院は、女王座部、大法官部、家事部に分かれる。大法官部は、伝統的にエクイティの裁判所が担ってきた信託、知的財産、破産などの分野に・・・特化した部である。・・・」

「1.10. 県裁判所における少額訴訟：・・・」

「1.11. 三つのトラック：・・・」

- 「1.12. ジャクソン改革へ：・・・」
- 「1.13. イングリッシュ・ルール：・・・」
- 「1.14. 訴訟費用と均衡性：・・・」
- 「1.15. 裁判へのアクセスと成功報酬契約：・・・」
- 「1.16. ジャクソン改革：・・・」
- 「1.17. 訴訟資金の調達：・・・」

#### 11. 上記引用文献以外の参考文献

- \*青木勇造・小池滋 訳、荒涼館、全4巻、ちくま文庫（1989年）
- \*田辺洋子 訳、荒涼館、上下巻、アポロン社（2007年）
- \*大塚正民、法考古学と税考古学の広場、第69回（2012年5月1日）～第71回（2012年7月1日）マーシャル事件と荒涼館：その1～その3ならびに第72回（2012年8月1日）～第76回（2012年12月1日）荒涼館とディケンズ：その1～その5、知財ライブラリー、知財問屋片岡秀太郎商店 <http://chizai-tank.com>
- \*William S. Holdsworth, Charles Dickens as a Legal Historian, Yale University Press (1929)
- \*浅香吉幹、アメリカ民事手続法第2版〔アメリカ法ベーシックス6〕、弘文堂（2006年9月）
- \*樋口範雄、アメリカ涉外裁判法〔アメリカ法ベーシックス11〕、弘文堂（2015年6月）